

アスベスト（石綿）対策の充実

奈良県における取組

県民の健康不安への対応

(1) 石綿健康被害救済基金への拠出

「石綿による健康被害の救済に関する法律」により国からの要請があったため、健康被害を受けられた県民の救済を目的に、「石綿健康被害救済基金」へ、奈良県は平成19年度から10年間で約2億円を拠出。

国

○平成17年度補正予算により基金に拠出

○基金創設時の事務費の全額及び平成19年度以降は事務費の1/2を負担

地方公共団体

○国の基金への費用負担の1/4に相当する金額(92億円)を平成19年度より10年間基金に拠出

**○奈良県
平成19年度～平成28年度で
20,150千円/年×10年
＝201,500千円(※)を拠出済。**
※拠出額は各都道府県における中皮腫の発生状況及び人口を勘案して算出

事業者

○全事業主
※労働保険徴収システムを活用

○一定の要件に該当する事業主(石綿との関連が深い事業主)から追加費用を徴収

石綿健康被害救済基金

(2) 石綿に関する健康相談

奈良県では、アスベスト問題相談窓口を開設し(平成17年度)、県民からの相談対応及び救済制度の案内を実施。

これまでに、800件を超える相談が寄せられており、近年では、相談のほとんどが救済制度に関するもので占められている。

【アスベストに関する健康相談の件数(直近5年間)】

(単位: 件)

	R1	R2	R3	R4	R5
総件数	22	19	34	23	32
救済制度の相談件数	17	12	32	20	26

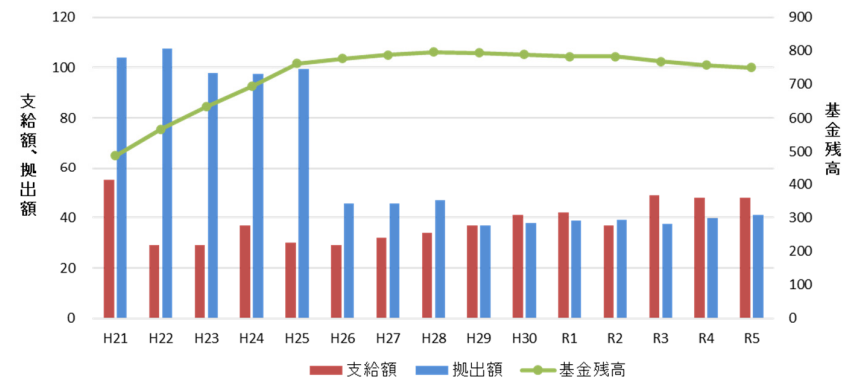
国にお願いすること

県民の健康不安への対応

(1) 地方負担への配慮

本来、国の責任において行うべき被害者救済のための「石綿健康被害救済基金」への拠出金については、奈良県では拠出を完了していることから、更なる負担を求めないこと。

石綿健康被害救済基金への拠出額及び支給額の推移(単位: 億円)



※都道府県の拠出は平成28年度に完了。国及び事業者の拠出は継続。

(2) 救済制度の広報充実

中皮腫は、石綿ばく露から40～50年の長い潜伏期間の後に発症することから、今後も引き続き、「石綿健康被害救済制度」について、広報(テレビ、ラジオ、新聞等)の充実を図られたい。

